

第3次羽曳野市子ども読書活動推進計画

—読書のよろこびをすべての子どもたちに—

令和2(2020)年3月

羽曳野市教育委員会

はじめに

読書をすることで、人の心を知り、人生を知り、社会を知ることができます。

読書することの喜びをすべての子どもたちに享受してほしい。そうした環境をつくることが、私たち大人へ課せられた使命でもあります。

本市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成19年3月に「羽曳野市子ども読書活動推進計画」を策定、平成26年1月に「第2次羽曳野市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

この間、本計画に基づき小中学校への学校司書配置を進めるなど、子どもの読書環境の整備をすすめてまいりました。

「第3次羽曳野市子ども読書活動推進計画」は、第1次、第2次計画に続き、本市における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や具体的な取り組みを示したものです。

羽曳野市では、「読書活動の充実」を活力あるまちづくりの施策のひとつとして位置づけており、今後も、本計画に基づいて子どもが読書に親しむ機会と環境を整備・充実するために積極的に取り組んでまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいたいたいた「羽曳野市子ども読書活動推進委員会」の委員の皆さんをはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和2年3月

羽曳野市長 北川嗣雄

第3次羽曳野市子ども読書活動推進計画

目次

第1部 「羽曳野市子ども読書活動推進計」第1次～第2次計画の成果と課題

第1章 計画策定の背景	1
1 これまでの取り組みと策定の趣旨	1
2 子どもの読書活動の意義	1
3 第2次計画策定前後の国、大阪府の動き	1
第2章 第1次計画から第2次計画期間中における取り組みと課題	2
1 子どもが読書に親しむための環境整備	2
2 家庭、地域、学校・園、図書館の連携	4
3 啓発・広報活動	4
4 第3次計画へ向けて	5

第2部 第3次羽曳野市子ども読書活動推進計画

第1章 計画の基本的な考え方	6
1 計画策定の理念と目的	6
2 基本目標	6
3 計画の期間	6
4 計画の対象	6
5 重点事業	6
第2章 子ども読書活動推進のための取り組み	7
1 家庭での読書活動の推進	7
2 地域での読書活動の推進	7
3 図書館での読書活動の推進	7
4 学校・園での読書活動の推進	8
第3章 計画の進め方	9
1 推進体制の整備	9
2 関係機関の連携	9
第4章 啓発・広報	9

【資料】

○ 子どもの読書活動に関するアンケート集計	
① 幼稚園・保育園・認定こども園	11
② 小学校・義務教育学校前期課程	14
④ 中学校・義務教育学校後期課程	17
⑥ 支援学校	19
⑦ 留守家庭児童会	20
⑧ 子ども文庫	22
⑨ 市内各施設	24
○ 子どもの読書活動の推進に関する法律	25
○ 文字・活字文化振興法	27
○ 羽曳野市子ども読書活動推進委員会設置規則	30
○ 羽曳野市子ども読書活動推進委員会委員名簿	32
○ 羽曳野市子ども読書活動推進委員会審議状況	32
○ 第1次計画策定からこれまでのあゆみ	33
○ 統計資料	35
○ パブリックコメント実施結果	36

第1部 「羽曳野市子ども読書活動推進計画」第1次～第2次計画の成果と課題

第1章 計画策定の背景

1 これまでの取り組みと策定の趣旨

本市教育委員会では、「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）」および「子どもの読書活動に関する基本的な計画」、「大阪府子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもと子どもに関わる大人が、自由で豊かな読書活動を行うための環境を整備し、次世代を担う子どもの健全な育成に資することを目的として、「羽曳野市子ども読書活動推進計画」を平成19年3月に、「第2次羽曳野市子ども読書活動推進計画」を平成26年1月に策定しました。前計画の策定から5年間が経過し、これまでの取り組みや子どもを取り巻く環境の変化等も踏まえ、第3次計画を策定しようとするものです。

2 子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものです。（子どもの読書活動の推進に関する法律第2条）しかし近年、ゲーム、インターネット、SNS等、子どもを取り巻く環境の変化により、全国的に子どもの読書離れの傾向が進む状況の中で、子どもが自ら課題を見つけ、考え、解決する力や表現力の低下、それにともなう学力の低下が懸念されています。

読書の習慣は自然に身につくものではなく、子どものころからいつも身近に本がある環境を整え、周囲の大人が読書の楽しみを伝えていくことが大切です。そのためには、家庭、地域及び小学校、中学校、義務教育学校、高等学校等、幼稚園、保育園、認定こども園等（以下「学校・園」という）、行政などが協力しあい、子どもの読書環境の整備を進めていく必要があります。

3 第2次計画策定後の国、大阪府の動き

国では、平成30年に「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第4次）」が策定され、

- (1) 読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取組を推進
- (2) 友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組を充実
- (3) 情報環境の変化が子供の読書環境に与える影響に関する実態把握・分析

の3点が計画改正の主なポイントとして挙げされました。

また大阪府では、平成28年に「第3次大阪府子ども読書活動推進計画」が策定され、

- (1) 社会全体による効果的な取組みを進めます。
- (2) 子どもが読書に親しむための機会の提供、読書環境の整備、人材の育成を進めます。
- (3) 子どもの読書活動推進にかかる社会機運の醸成を図ります。

という3つの基本方針が示されました。

第2章 第1次計画から第2次計画期間中における取り組みと課題

1 子どもが読書に親しむための環境整備

① 家庭での読書活動の推進

市立図書館では、乳幼児を持つ保護者への働きかけとして、第1次計画期間中に引き続き、保健センターでの4か月健診時に啓発チラシ、赤ちゃん絵本のリスト、図書館の利用申込書等の配布を行ないました。

また、おはなし会をはじめとする子どものための諸行事、保護者向けの事業を通じて、本の楽しさを知ってもらい、子どもの読書についての関心と理解を深めるよう働きかけました。

学校では、家庭での読書活動を「家読（うちどく）」と位置づけ、「家読カード」やブックリストの配布などを通じて、家庭での読書を促す活動を行いました。

② 地域での読書活動の推進

子ども文庫では、地域のお母さんたちが、家庭の一室や集会所などを利用して、長いところでは30年以上にわたり、図書の貸出や絵本の読み聞かせなどを行っています。公共の場である図書館よりもより身近で家庭的な雰囲気の中で、本に親しむことのできる場所として、地域の子どもたちと保護者にとって大切な存在となっています。

本市では、これらの子ども文庫に対し、市立図書館を通じて新刊図書の長期貸出を毎年行い、連絡会や学習会の会場を提供するなど、その活動を支援しています。平成30年度末での貸出冊数は計11,442冊となっています。

第1次計画策定当時、8か所あった子ども文庫は、現在では6か所となりました。代表者の高齢化が進んでおり、また一部の文庫では活動場所の確保が難しくなってきています。今後、この活動を次世代にどう受け継いでいくかが課題となっています。

子ども文庫の代表者などによる「羽曳野市子ども文庫連絡会」では、市立図書館との共催により毎年読書講演会や講座などを実施し、子どものための読書活動を行っています。

市立図書館協力団体の「おはなしの森」と、「おはなしボランティアグループはびきの」は、学校・園、その他の公共施設などで活発におはなし会を行い、子どもたちへの読書の導入に大きな役割を果たしています。

子育て支援センターふるいち（古市複合館）、子育て支援センターむかいのでは、「おはなしの広場」、白鳥児童館では「絵本のへや」として、毎月パネルシアターや絵本の読み聞かせなどが実施され、成果をあげています。また、子育てサークルや子育てサロンなどでも、絵本や紙芝居などが活発に利用されています。

青少年児童センターでは、図書室での閲覧・貸出のほか、絵本作家による講演会や、親子向けの絵本講座を実施しました。

市内14か所の留守家庭児童会では、平均して360冊ほどの蔵書を持ち、市立図書館の団体貸出も日常的に利用されており、絵本の読み聞かせや紙芝居が活発に行われています。

市の書店では、子どもと本をつなぐ試みとして、「本の带コンクール」や「読書ノート」などのイベントが実施されています。また一部の書店では、独自におはなし会や作家のサイン会などが行われています。

③ 図書館での読書活動の推進

市立図書館は、子どもの読書活動推進の中心的役割を担う施設です。本市には、6館の市立図書館とブックステーションはびきのコロセアムがあり、オンラインでつながっています。「貸出サービス」「児童サービス」「全域サービス」を3つの基本方針とし（注1）、市民の暮らしの中の図書館を目指して、さまざまな図書館活動を行っています。

図書館では、まず読書活動の基本となる子どもの本の充実に努めました。平成19年度に165,998冊だった児童書は、平成30年度末には195,244冊となり、図書資料における児童書の割合は36.5%となっています。厳しい財政状況の中、また消耗が激しく耐用年数の短い児童書を充実させるにあたっては、府の「大阪府地域福祉・子育て支援交付金（現名称「大阪府新子育て支援交付金」）」を活用し、資料の充実を図ってきました。しかしながら、平成30年度末の0歳から18歳までの子どもの利用登録率は54.8%、児童書の貸出冊数は296,887冊と、減少傾向にあります。

図書館では、計画策定以前から、学校図書館との連携に力を入れ、週2回、年間80回の学校・公共図書館連絡車の巡回に加えて、学級文庫への貸出などにより、学校への団体貸出は平成30年度には29,861冊と増加しました。また学校からのレファレンス、調べ学習用セット資料の貸出などの支援を行っています。

一方、学校へのサービスに遅れがちだった、留守家庭児童会や幼稚園・保育園への団体貸出を強化するため、平成22年度から、図書館で選定した50冊～100冊程度の児童書を直接配達し、1学期間程度の長期貸出する「セット貸出」（後に、調べ学習セット資料と区別するため、「たけのこくんブックボックス」と改称）を継続して実施しました。平成30年度は、小・中学校の貸出分も含めて75団体、11,854冊の利用がありました。中でも留守家庭児童会への貸出は、担当課の配送や回収の協力を得て、市内14か所の児童会すべてに定期的な貸出を行うことができました。

子どもたちが図書館へ来るきっかけ作りとして、おはなし会をはじめ、手づくり遊び、七夕まつり、クリスマス会などの定例行事、「bingoゲーム」「図書館クエスト」「読書月間スタンプラリー」などの事業を積極的に行いました。また、中学校の体験学習や「夏休み子ども一日図書館員」などを通じて、図書館のしくみを理解してもらい、利用の促進を図りました。

平成23年からは、中学生以上を対象に、インターネットを通じて資料の予約と延長ができるサービスを開始し、部活動や受験勉強などで時間の制約が多いヤングアダルト層の利便性を高めました。また、平成24年7月から、大阪市・東大阪市・八尾市・柏原市・藤井寺市・松原市・富田林市・大阪狭山市・河内長野市との10市で始まった図書館の相互利用（広域貸出サービス）は、平成28年7月に太子町、平成29年12月に河南町・千早赤阪村を加えた13市町村に広がり、子育て世代を中心に、平成30年度は延べ登録者6,499人、貸出冊数129,176冊（うち児童書59,434冊）の利用がありました。

また、平成29年4月からは、市内にある四天王寺大学との連携協力が新たに始まるなどの動きもありました。

④ 学校・園での読書活動の推進

市内には公立小学校13校、中学校5校、義務教育学校1校があります。小学校（義務教育学校前期課程を含む。以下「小学校」）では、各校に市費による学校司書の配置をしています。また、12学級以上の学校には司書教諭が発令されています。中学校（義務教育学校後期課程を含む。以下「中学校」）では、複数年ごとに司書が異動して、各校の図書館を順次整備してきました。司書配置のない中学校には、校区内の小学校の司書が必要に応じて図書館活動の支援を行っています。

市内の全ての学校図書館はオンラインで結ばれ、資料の一元管理ができるようになっています。調べ学習などでさまざまな資料が必要なときは、学校・公共図書館連絡車などを通じ、他校の資料も集めて活用する体制づくりができています。

各校の学校司書は毎月1~2回「学校司書会」を開き、子どもの本の書評作りや作家研究、図書館の利用指導案の作成、情報交換、各種の研修などを行い、協力しあって「図書館を使った学習」が円滑に行われるよう努めています。また、教職員向けの『学校図書館ニュース』を定期発行し、情報の発信を行なっています。

各小学校では、「朝の一斉読書」が実施され、子どもたちの読書習慣づくりが行われています。

市教委では、平成23年度から「羽曳野市・図書館を使った調べる学習コンクール」を実施し、市内の公立学校全校から参加があり、学校図書館や市立図書館の資料を活用した「調べる学習」が活発に行われています。

2 家庭、地域、学校・園、図書館の連携

子ども読書活動を行うにあたっては、家庭、地域、学校・園、図書館が互いに連携し、協力しあって事業を行なってきました。例えば、羽曳野市子ども文庫連絡会では、子どもたちに読み継がれていてほしい本を選び、毎月1冊ずつ図書館だよりで紹介しており、これまでに取り上げた本は100冊を越えました。中央図書館では、これらの本を集めた「よんでもみませんか?」コーナーを作り、展示・貸出を行なっています。

また、学校や幼稚園では、おはなしグループをはじめ、地域のボランティアや保護者によるおはなし会や読み聞かせを随時行い、図書館では依頼があればボランティアと学校・園の橋渡しをするとともに、職員も幼稚園に出向いて活動しています。

学校と図書館は、前述したように、団体貸出やレファレンス、読書月間の協力開催などを通じて密接に連携を取り合っています。

3 啓発・広報活動

市では、保護者・教職員向けの講座や講演会、健診でのチラシの配布などを通じ、また市広報、図書館だより、ホームページなどを通じて、子どもの読書活動について市民の理解と協力を得られるよう、啓発と広報活動を行なってきました。

4 第3次計画へ向けて

第3次計画を策定するにあたり、第1次計画と同様に、市内の関係機関・団体にアンケート調査を行いました。幼稚園・保育園、小・中・義務教育学校、高等学校、留守家庭児童会、子どもに関する公共施設のほか、今回の調査では子ども文庫、支援学校、民間の施設も対象とし、たくさんの貴重なご意見・提言をいただきました。

第2次計画を進める中で上がってきた以下の課題に加えて、計画策定のための基礎資料とさせていただきます。

① 資料の充実

市の厳しい財政状況のもと、資料費の減少傾向にある中で、図書館では子どもの本の充実に努め、特に利用の多い絵本・読み物や、調べ学習のための資料の収集に力を入れてきました。一方、消耗の激しい実用書や、ヤングアダルト向けの資料などに、不足が目立っています。また、長く読み継がれてきた基本図書や、内容の変化の著しい分野の定期的な買い替えを進める必要があります。

小・中・義務教育学校では、読書センター、学習情報センター（注2）としての役割を果たすために必要な資料が不足しており、一層の資料の充実が必要です。

② 子ども読書推進のための専門職員の配置と資質の向上

市内の小・中・義務教育学校に、専任の学校司書を配置しているところですが、専任の職員がない学校が複数校あります。専任の職員がない学校では、学校図書館の活用と市立図書館との連携を推進していく必要があります。

そのためには、市立図書館からの支援体制を充実させることが不可欠となります。また、適切な支援を実施するための司書等の専門職員の存在が重要となってきます。

あわせて、市立図書館の職員および学校司書の専門職員としての資質向上のため、内外での研修を継続的に実施する必要があります。

③ 乳幼児を持つ保護者への働きかけ

子育て世代の中でも、乳幼児を持つ保護者への働きかけは特に重要です。保健センターや子育て支援センターなどの事業を通じ、一層の啓発を進める必要があります。

④ 中・高校生の読書離れ

中学生、高校生の読書離れが進む中で、市立図書館の統計を見ても、中学生、高校生と年齢が上がるにつれて利用が少なくなる傾向が顕著になっています。これらのヤングアダルト層にとつて魅力ある図書館づくりと、夏休み・冬休みなどの機会をとらえ、図書館に足を運んでもらうきっかけづくりが必要です。さらに学校での読書推進を図る方策が必要となります。

⑤ 連携の強化と情報発信

図書館、学校・園、関係機関、地域がより連携を深め、強力なネットワークを築いていくとともに、ホームページや広報などを活用した情報発信が求められます。

⑥ 活動を支えるボランティアの育成と支援

子どもの読書活動には、市民の協力が欠かせません。地域を支えるボランティアの育成と支援を充実・強化する必要があります。

第2部 第3次羽曳野市子ども読書活動推進計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の理念と目的

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」および「子供の読書活動に関する基本的な計画」、「大阪府子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもと子どもに関わる大人が、自由で豊かな読書活動を行うための環境を整備し、次世代を担う子どもの健全な育成に資することを目的として策定するものです。

また、この計画は、「羽曳野市子ども読書活動推進計画（第1次・第2次）」を継承・発展させる形で、「羽曳野市総合基本計画」、「羽曳野市次世代育成支援行動計画～はびきのこども夢プラン～」などの諸計画との整合性を図りながら進めるものとします。

2 基本目標

この目的を実現するために、以下の基本目標を定めます。

- ① 子どもが読書に親しむための環境を整備します。
- ② 家庭、地域、学校・園、行政が連携し、市全体として取り組みを推進します。
- ③ 子どもの読書活動への理解と関心を深めるため、啓発・広報活動を行います。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和2年度から令和6年度までのおおむね5年間とします。

4 計画の対象

この計画でいう「子ども」とは、0歳から18歳までを指します。また、本計画は、子どもに加えて、子ども読書活動に関わる全ての人を対象とします。

5 重点事業

この計画の中で重点的に取り組む事業は以下のとおりとします。

- ① 市立図書館の子ども向け図書・資料の充実
- ② 市立図書館における中・高校生の利用の促進
- ③ 団体貸出の推進
- ④ 子ども読書に関わるボランティアの育成と活動支援
- ⑤ 学校・園の資料の充実
- ⑥ 子ども読書に関わる体制の充実と職員の専門性の向上
- ⑦ 市立図書館と学校との連携の強化
- ⑧ 関係機関の連携の輪づくり

第2章 子ども読書活動推進のための取り組み

1 家庭での読書活動の推進

- 保健センター、子育て支援センターなどで市が主催する妊娠期・乳幼児期・学童期の講座や学級などを通じ、家庭での読書や読み聞かせの意義について保護者への啓発活動を行います。
- 図書館や子ども文庫の利用を推進するため、市広報、図書館だより、ホームページ、はびきの子育てネットなどを通じた広報活動や、子どもの年齢にあわせた行事、保護者向けの啓発事業を行います。
- 子どもの本のリサイクル市、本の修理講習会を実施し、図書を大切にする意識の向上と、図書の有効活用を図ります。

2 地域での読書活動の推進

- 子育て支援センター、青少年児童センター、白鳥児童館などの、子どもに関わる公共施設の図書の充実に引き続き努めます。
- 各施設での、絵本の読み聞かせ講座、おはなし会、講演会などの行事の充実を図ります。
- 留守家庭児童会や市の公共施設に、図書館から定期的な配本を継続して行い、団体貸出の利用を促進します。
- 留守家庭児童会では、指導員研修を行うなど、日常的な読み聞かせやおはなし会が実施できるよう環境を整えます。
- 子ども文庫への図書の貸出、活動場所の提供などの支援を継続し、その充実を図ります。
- 地域で行われている読書活動の情報を収集し、その発展のための支援を行います。

3 図書館での読書活動の推進

- 市立図書館の子ども向け図書・資料を充実させます。 (重点事業 ①)
 - ・子ども向け資料に適切な予算を配分し、乳幼児から高校生まで、幅広い年齢と発達段階に応じた資料を積極的に収集します。
 - ・消耗の激しい図書、図書館資料の核となるべき基本的な図書の買い替えを計画的に行ない、蔵書の新鮮さを保ちます。
- 読書離れの目立つ中・高校生の利用を促進します。 (重点事業 ②)
 - ・学校司書と協力し、おすすめ本のブックリストやP.O.Pなどの製作、調べ学習や読書感想文コンクールなどの機会も活用して、図書館を利用するきっかけ作りを行います。
 - ・中・高校生の興味・関心にも十分に配慮した選書を行い、Y.Aコーナーをはじめとして、今を生きる10代の子どもたちにとって魅力ある書架づくりを目指します。
- 団体貸出を推進します。 (重点事業 ③)
 - ・幼稚園、保育園、留守家庭児童会、学級文庫、支援学校など向けに選定したセット（たけのこくんブックボックス）を引き続き定期的に貸出します。
 - ・現在利用のない学校や関係機関に団体貸出のPRを行い、利用を促進します。
- 子ども読書に関わるボランティアの育成と活動支援を行います。 (重点事業 ④)
 - ・おはなしボランティアなどの育成とスキルアップのための講座を定期的に行います。

「第3次羽曳野市子ども読書活動推進計画」

- ・子ども読書のためのさまざまなボランティア活動に対し、活動の場を提供し、支援を行います。
- 子どもが楽しく読書できるスペースの整備に努めます。
- 情報提供や蔵書検索、資料予約などのインターネットを活用したサービスを充実します。また、図書館ホームページに「子ども読書活動推進のページ」を設け、読書への関心を高めるきっかけ作りとします。
- 子どもの年齢層に応じた行事を充実させます。また「子ども一日図書館員」、「職業体験学習」などを通して、子どもが図書館の魅力を発見できるようにします。
- 障がいをもつ子どもに、さわる絵本や点字本、録音図書など、障がいの状態に応じた資料の提供に努めます。また、外国語を母語とする子どものニーズに応じた資料の提供に努めます。
- おはなし・読み聞かせ入門講座などの保護者向けの講座を充実するとともに、新たなボランティアの担い手の育成にも努めます。
- 職員の児童サービスの研修を実施し、資質の向上に努めます。また、大阪府立図書館などが実施している児童サービス研修への参加を積極的に行います。
- 図書館サービスの空白地域の解消に努めます。
- 広域貸出や大学図書館との連携を充実させ、各図書館が持つ多様な資料の相互の活用を図ります。
- 大阪府立中央図書館や大阪国際児童文学館から情報や資料提供などの協力を得、府内の各公共図書館とも協力しあって、読書活動の推進を図ります。

4 学校・園での読書活動の推進

- 学校・園の資料充実を図ります。（重点事業 ⑤）
 - ・幼稚園、保育園では、日常的な読み聞かせ活動を推進するため、絵本を中心とした蔵書の充実を引き続き図ります。
 - ・小・中・義務教育学校では、資料の収集と廃棄を適切に行い、読書センター、学習情報センターの役割を果たせるよう、各分野の蔵書の充実を図ります。また、学級文庫、保護者文庫の設置を進めます。
- 小・中・義務教育学校の学校図書館がより魅力的な場所となるよう、くつろげるコーナー作りや読書・調べ学習にふさわしい環境の整備に努めます。
- 中学生による職業体験学習や、学校・園などとの交流活動でも、積極的な読書活動に取り組みます。
- 「朝の全校一斉読書」をはじめ、小・中・義務教育学校における読書活動を一層推進します。
- 保育園や幼稚園でボランティアや保護者による「おはなし会」を開催するなど、幼児期の読書活動の充実に努めます。
- 小・中・義務教育学校司書教諭の全校発令に向けた取組みを行ないます。また、教職員などの資質向上のため、読書活動に関する研修を行うとともに、他自治体などで実施される研修への積極的な参加をすすめます。
- 小・中・義務教育学校において、学校図書館を活用した調べ学習に積極的に取り組めるよう、「羽曳野市・図書館を使った調べる学習コンクール」を継続して実施します。

第3章 計画の進め方

1 推進体制の整備

- ① 「子ども読書活動推進委員会」において、毎年、計画の進捗状況を検証します。
- ② 子どもの読書活動推進に必要な体制の充実に努め、研修を実施し、各施策を進めることができ職員を育成します。(重点事業 ⑥)
- ③ 関係機関や子ども文庫、市民団体との交流の場を設け、協力体制を整えます。
- ④ これらの施策を実現するため、必要な財政措置に努めます。

2 関係機関の連携

- ① 市立図書館と学校との連携を強化します。 (重点事業 ⑦)
 - ・市立図書館は、学校との連携を一層強め、学校教育への支援を行います。そのため、公共図書館－学校連絡車による配達システム、レファレンスをより充実させ、「学校図書館支援センター」としての役割を果たすよう努めます。
 - ・図書館、学校が連携して、「読書月間」などの読書推進行事を継続して実施します。
- ② 関係機関の連携の輪を広げます。 (重点事業 ⑧)
 - ・子ども文庫や市民団体の活動を支援するため、市立図書館の団体貸出の充実や活動場所の提供、交流会などを実施します。
 - ・保健センターと市立図書館、市民団体が協力しあって、乳幼児健診などで、赤ちゃん絵本の紹介、おはなし会、ブックリストや図書館利用申込書の配布を行います。
 - ・保育園、幼稚園、留守家庭児童会、子どもに関わる公共施設、市立図書館の連携を一層進めます。
 - ・関係機関と市民が協力しあって、子どもの読書推進のための研修を行います。
 - ・まちライブラリーなど私設図書館等の活動への支援を実施します。

第4章 啓発・広報

- ① 市広報、ホームページなどを通じ、子どもの読書活動に関する情報を提供します。
- ② 優れた活動を行っている団体や個人を市として表彰・顕彰、または国及び大阪府などの表彰対象として推薦し、その活動内容を広く紹介するように努めます。
- ③ ブックリストの作成・配布などにより、永く読み継がれてきた図書や、優れた図書についての情報を提供します。
- ④ 「子ども読書の日（4月23日）」「文字・活字文化の日（10月27日）」「読書週間（10月27日～11月9日）」の市民への周知のための取り組みを進めます。

注1 羽曳野市立図書館では、3つの図書館活動の基本方針を定めています。

- 1 資料貸出を図書館活動の基本とすること
- 2 児童サービスの充実強化を図ること
- 3 全市域に図書館サービスの拡充を図ること

「第3次羽曳野市子ども読書活動推進計画」

これらを、「貸出サービス」「児童サービス」「全城サービス」と呼んでいます。 (『平成30年度 図書館業務活動報告書』参照)

注2 読書センター、学習情報センター

学校図書館は、児童生徒の「読書センター」機能および「学習情報センター」機能の2つの柱を持ち、この2つの機能の發揮を通じて、学校教育の中核たる役割を果たすよう期待されています。

読書センターとしての学校図書館は、児童生徒の創造力を培い、学習に対する興味・関心等を呼び起こし、豊かな心をはぐくむ、自由な読書活動や読書指導の場となります。

学習情報センターは、児童生徒の自発的・主体的な学習活動を支援するとともに、情報の収集・選択・活用能力を育成して、教育課程の展開に寄与するものです。

(文部科学省「これからの中学校図書館の在り方等について」参照)

子どもの読書活動に関するアンケート集計

回答数 幼稚園 11 保育園 14 認定こども園 1

1. 資施設の在園児数をおたずねします。(2019年4月現在)

幼稚園・認定こども園	(以下「幼稚園」と表記)
3歳児	3ヶ所 9～57人 幼稚園のみの平均 13人
4歳児	12ヶ所 4～46人 12.5人
5歳児	12ヶ所 5～45人 15.4人
保育園	
0歳児	0～12人 平均6.8人
1歳児	0～32人 17.8人
2歳児	1～35人 21.6人
3歳児	0～48人 24.1人
4歳児	0～55人 25.5人
5歳児	0～48人 24.5人

※無回答 1

2. 資施設には、何冊ぐらいの子どもの本を所蔵されていますか。また、年間に何冊ぐらいの本を購入されていますか。

幼稚園	保育園
所蔵	約250冊 1
300冊	3
500冊	1
600冊	1
700冊	1
1000冊	2
2000冊	1

※無回答 2

購入	約5冊 1	0～5冊 2
10～20冊	8	10～20冊 5
30～40冊	2	30～40冊 1
50～60冊		50～60冊 2
100冊以上		100冊以上 3

※無回答 1

3. 市立図書館の団体貸出を利用されていますか。

- | 幼稚園 | 保育園 |
|---------|-----|
| ① している | 8 |
| ② していない | 4 |

4. 団体貸出を利用されていない場合、その理由をお聞かせください。

(複数回答可)

- | 幼稚園 | 保育園 |
|----------------------|-----|
| ① 団体貸出の制度・使い方を知らなかった | 0 0 |
| ② 図書館まで借りに行く時間がない | 0 3 |
| ③ 紛失や破損が心配だから | 0 3 |
| ④ 園にある本だけで十分 | 3 3 |
| ⑤ その他 | 2 1 |
- ・近くにひかり文庫があり、そこを利用している
 - ・整理する職員がない
 - ・子どもに与えたい本の種類が少ない

5. 利用されている場合、使いにくい点や改善してほしい点があれば、お書きください。

- ・1回のサイクルを短くして沢山の絵本を見られるようにしてほしい
- ・様々な種類の本を用意してくださっているうれしいです
- ・3歳児クラスが借りた絵本の中身がいつも難しい
- ・季節ごとに少ない数を欲しいです。多すぎてもう少しで、少ないう数を年4～5回交換して下さい。

6. 先生方は、どのくらいの頻度で読み聞かせをされますか。

幼稚園	保育園
毎日読む	12 - 13
週に2回くらい	1
また、どんな時間帯・生活の場面で絵本の読み聞かせをされていますか。	
(例・お昼寝の前、子どもにもせがまれた時、毎日時間を決めてなど)	

- | 幼稚園 | 保育園 |
|------------|------|
| ・昼食、おやつの前後 | 8 1 |
| ・お昼寝の前 | 0 12 |
| ・夕方、降園前 | 12 3 |
| ・製作前の導入 | 1 2 |
| ・ひとりの時間 | 1 0 |
| ・活動の前後 | 5 4 |

- 幼稚園 保育園
1 0
0 5
0 3
その他 (絵本を通じて伝えたいとき、オマール使用時、落ち着ける時、いろいろな場面で読む) 各1
- 関心の高いものがあった時
 - 朝夕合同保育時
 - 子どもにせがまれた時
 - その他 (絵本を通じて伝えたいとき、オマール使用時、落ち着ける時、いろいろな場面で読む)

7. 読み聞かせ以外で、どのように本を活用されていますか。

- | | 幼稚園 | 保育園 |
|----------------------|-------|-----|
| ① 園行事の題材として活用している | 12 | 13 |
| ② 日常のごっこ遊びなどに取り入れている | 5 | 9 |
| ③ 子どもに自由に読ませている | 12 | 13 |
| ④ 子どもや保護者に貸出している | 10 | 3 |
| ※貸出冊数 | ひとり1冊 | |
| | 4 | 2 |
| 2冊 | 2 | 0 |
| 3冊 | 2 | 0 |
| 5冊 | 2 | 0 |
| 未記入 | 0 | 1 |

※貸出期間 2日間～14日間まで園によって異なり、7日間が最多
 ⑤ その他
 • 絵本サークルとして保護者にも読み聞かせをしてもらっている
 • 絵画など。また、分からぬことを調べたりする時など
 • 絵本コーナー開設

8. 市民ボランティアや保護者の方による「おはなし会」を実施されていますか。また、どのくらいの頻度でされていますか。
 ① している
 幼稚園 保育園
12 5
年1～2回 0 3
3～5回 2 1
7回 1 0
- 10～11回 5 0
12回 4 0
 ② していないが、今後機会があればやりたい
 ③ していないし、今後もする予定はない
 ※以前はしていた

9. このほかに、子どもの読書に関する行事を実施されていれば、お書きください。
 • 幼小交流で、(学校) 図書館に遊びにいき、図書委員と一緒に本を見る
 • 夏休みにひとり3冊の貸出
 • 朝読 (更生保護女性会さんと一緒に)
 • お話し会などの催しがあれば知らせるようにしている
 • 小学校の図書室を月1回程度利用させてもらい、司書の方の読み聞かせと貸出をしてもらっている
10. 子どもの読書に関して、市立図書館に望むことは何ですか。あてはまるものにいくつでも○をしてください。
- 絵本作家が園に来訪して下さり、絵本を読んで下さる
 - 小学校の図書室を利用しています
 - ひかり文庫に行き、絵本を読んだり、貸出をしていたいたりしている
 - 企業の子育て支援事業に読み聞かせを依頼
 - 1歳児～5歳児まで月刊絵本を購入していて、その絵本を保育に取り入れて活用している。1か月いろいろと使った後は、各自に持ち帰らせている。

11. 子どもの読書環境を良くするために、貴施設として取り組みたいこと、必要と思われることは何ですか。
- 司書の派遣
 - 読書に対する保護者の意識改革
 - 図書館が遠いので、絵本を載せたバスなどが定期的に来て頂ければうれしいです
 - 保護者に本の素晴らしさ、良さを知つてもらう話をする
 - 大型絵本、図鑑の貸出 (団体貸出と共に借りたい)

- 保護者への啓発をより充実させたい
- 保護者を巻き込む形の読書活動
- いろいろな分野の絵本が必要（昔の本、今の本など）
- 季節や行事、子どもに合わせた絵本の整理などを、こまめにしていきたい
- 年齢に合った絵本をそろえるようにしていきたい、
 - 読書は小学校へとつながると感じているので、専門性をもつた方に来ていただきたい。特に保護者にむけて
- 絵本貸出の充実
- 保護者に家庭での読み聞かせの時間の確保を協力してもらう
- 絵本の部屋（コーナー）を充実させ、子どもたちがたくさんの絵本に出会えるようにしたいと思います。
- 絵本にふれる時間を少しずつでも毎日とする。園と家庭と一緒に取り組んでいく
- 園だけではなく家庭でも本に興味をもち、本を読む機会を増やしていきたい。
- 保護者向けに絵本の紹介
 - 絵本を手に取りやすい環境作り（同様意見あり）
 - 増書
- 絵本の整理
 - 静かに落ち着いて読書を楽しめるベースの確保（同様意見あり）
 - 大人が本に触れる、読むという事を楽しいとまぎ感じる事が大事ではないかと思います。
- 保護者への、絵本の大切さをしらせるここと
- こどもの興味や発達にあつた絵本を準備すること。
- 家庭でも読書（読み聞かせ）を習慣化してもらう。月刊誌を購入しているので、それをきっかけにして欲しいと考えています。
- 良い本をたくさん読み聞かせてあげること
- 心を豊かにする（動かす）ような読み聞かせ

12. その他、子どもの読書活動推進計画について、ご意見がありましたら、ご自由にお書きください。
 - 幼稚園にない本を貸し出ししてくださっているので助かっています。
 - いつも、ありがとうございます。

子どもの読書活動に関するアンケート集計

回答数 14

学校図書館（図書室）について

1. 授業時間以外で、図書館を開けていますか。
① 毎日開けている 14

2. 1で開けていると答えた方におたずねします。開けているのはいつですか。

(複数回答可)

① 朝・始業前

10

- 8時～ 1 8時10分～25分 3
- 8時15分～20分 1 8時15分～25分 3
- 8時15分～30分 1 8時20分～30分 1

② 授業間の休み時間

14

- ③ 昼休み 14
- ④ 放課後 4

• 15時30分～16時（毎日ではありません）

⑤ 下校時刻まで

2

- 個人対応時のみ（安全面からできるだけ集団で下校するよう指導されているため）

⑥ その他（休校日など）

3

- 夏休みのプールや学習会に合わせて5日間程度

3. 授業時間中の図書館利用についておたずねします。学校全体として、図書の時間に、どのくらい図書館を利用していますか。

- 週1回 6 週9 1 週1 1 1
- 週1回 2 週1 3 1 週1 7 1

4. その他の授業時間には、どのくらい図書館を利用していますか。

- 週1回 1 週2 1
- 月1回 3 月1～2 3 月2 2
- 月3 1 年2～3 1 年6 1

5. 主に利用している教科は何ですか。また、どのような時に利用されていますか。

- (例・社会科で調べ学習、修学旅行の事前学習など)
•国語 8
•英語POPでの本の紹介 1

- 「スーホの白い馬」の単元でモシゴル調べ、「じどう車くらべ」「くちばし」等の調べ学習

- 国語辞典や百科事典の利用指導

- 読書単元、詩など

- 社会 8

- 調べ学習、歴史新聞づくり、環境調べべ

- 理科 3 •生活 2 いずれも調べべ学習

- 総合 6

- 調べ学習、新聞学習、仕事について

- 図工 3

- 絵や作品を作るときの参考写真や資料を見にくことがありますか。

- 委員会でのボスターづくり

- その他

- 自主学の事前説明

- 教科に関わらず、調べ学習を図書館で実施

6. 市民ボランティアや保護者の方による「おはなし会」を実施されていますか。

- ① している 13
- ② していない 1
- ③ 対象 全学年 12 3～6年生 1

7. 朝の読書など、一斉読書の時間を設けていますか。

- ① 全校で実施している 14
- ② しない 1
- ③ しないが、今後機会があればやりたい 0
- ④ しないし、今後もする予定はない 1

8. 7で①～③「実施している」と答えた方にお聞きします。

- ア)どのくらいの頻度で実施していますか。
- ① ほとんど毎日 10
- ② 週2回 1 週3回 1 週4回 2

- イ)どんな時間帯に何分程度実施していますか。
- ① 朝・始業前 14
- ② 10分程度 12 15分程度 1 未記入 1
- ③ その他 (図書の時間) 1
- ウ)一斉読書で使用する本はどうやって用意していますか。(複数回答可)

- ① 児童・生徒が自分で用意する 11 ② 学級文庫の本を使う 14
 ③ 学校図書館の本を使う 13 ④ 公共図書館から借りる 5
 ⑤ その他（ ）
- エ) 一斉読書を実施したことと、児童・生徒にどんな変化が見られますか。
 ・静かで落ち着いた状態で1時間目の授業に入れる（同様の意見 7）
 ・生活の中に本を読む時間ができ、好きな本、おもしろい本を情報交換して交流している
- *毎日の積み重ねで、朝読が定着。本が苦手な児童も読むきっかけとなっている
 *主体的に本を探し、読書を行える、本が好きな児童が増えた
 *読書好きになってきた様子が同え、シリーズ、その他リクエストが増えた
 *授業への集中度もより高まった
9. 上記以外に、子どもたちの読書に関して、貴校が過去1年間に実施したイベントや行事などはありますか。（複数回答可）
- ① 絵本の読み聞かせ 12
 ② 講演会 1
 ③ 読書会 0
 ④ 講習会・研修 1
 ⑤ 「子ども読書の日」（4月23日）や秋の読書週間の開催行事 13
- *羽曳野市では「読書月間」を春と秋に実施している
- スタンブリー 7
 - 先生オススメ本の紹介 3
 - おすすめの本紹介カード 2
 - 司書オススメ本POPの掲示 2
 - 図書委員による読み聞かせ 2
 - 本の人気投票 2
 - ピング 2
 - その他 だじじやれキングコンテスト・オリジナルかみしばい、ビブリオバトル、図書委員会主催の本のクイズ（図書館クエスト）、本みくじ、リレー家説、おはなし会、幼稚園と図書委員のおはなし交流、1学期・おはなしクイズ、2学期・図書ゆうびんやさん 各1
 - ⑥ その他 2
 - 読書郵便、家読月間
10. 子どもの読書に関して、市立図書館に望むことは何ですか。（複数回答可）
- ① 団体貸出の充実
 ② 配本・連絡車の充実

- ③ 本や教育についての情報提供 8
 ④ 児童書の充実 12
 ⑤ 子どもの本についての専門知識を持った職員の配置 9
 ⑥ 図書館の利用指導など、学校への図書館職員の派遣 2
 ⑦ 子どもや保護者向けの行事の充実 4
 ⑧ 寄贈本・リサイクル本の譲渡 8
 ⑨ その他 4
- ブックスタートのような、小さい子どもがいるお家のへの啓発
 - 子どもも向けの新刊案内（ダルビッシュ有文庫の本なども）の発行
 - 中央図書館にYAHOOコーナーがあるとうれしいです。
 - 学校図書館の利用者は教員も対象となるので、調べ学習や教育の専門書以外に、可能なら児童書以外の読み物・文学を貸出対象にしていただきと、先生が本を読んで好きになったり、子どもにも影響があると思う
 - 夏休みに調べ学習ワークショップを開催できたら楽しいと思う。調べ学習の IPPROTOをレクチャーしたあと、実際に図書館をめぐって、謎を解決する楽しさを実感してもらう（授業では対人面や時間に限界があり、楽しさを引き出せないこともあります）おでかけ気分で親子で参加してもらい、親世代をとりこめたらさらによし。
11. 子どもの読書環境をよくするために、貴校で取り組んでいること、今後取り組みたいことがありますか。（お書きください）
- 各学期毎に家読・読書月間を設定している
 - 読書ノートの活用
 - 予約・リクエストの受付（公共図書館との連携）
 - 5、6年で読書感想文を書いた本をビブリオバトルで交流し、5年生はPOPで紹介している
 - 図書館のサインを大きくしたり、項目のサインを増やしたり、低学年も利用しやすい図書館にして、いろいろな分類の本と出あえるように紹介活用して、読書の幅を広げていけるように工夫したいと考えています。
 - ビブリオバトルに向けて、授業で本の紹介をしてもらおうと思っています。
 - 朝読で、児童による読み聞かせも計画しています。
 - 1～6年間を通して、図書館の使い方を学んでもらいたいと考えています。公共図書館と本の並びを同じにする等、卒業後にも図書館を利用する力をつけてもらえるように工夫しています。
 - 図書の時間で読み聞かせした本に関連するテーマを紹介し、1週間学級へ貸出を行っている。
 - 行事や学習に関連する本の展示をタイミングに合わせて行っている（2～3種類）
 - 館内に「公共図書館の本コーナー」を設け、いつも新しい本との出あいがあるよ

- うにしている。図書の時間中も児童の読書に活用している。
- ・家庭への公共図書館利用の啓発（スター掲示、案内配布）
 - ・図書館整備、分類指導、資料の利用指導、図書だよりでの本紹介など
 - ・読書ノート、ヨークヨームを使っての味見読書
 - ・新聞展示、スクラップ
 - ・本の充実（破損本がたくさんあるが、買い換える余裕がないため、ボロボロになつても使っている）
 - ・子どもたちの身近にある学校図書館を整備し、いごちのよい場所にすること
 - ・子どもや先生にとって、図書館がいつでも開かれていて、知識の宝庫であるとともに居心地の良い場所であること、レファレンスサービス、思いやりと優しさをわざれない。子どもや先生の「役に立つ」司書でいること。そういう図書館であること。子どもと先生に信頼されているようにつめること。
 - ・本の座乗、配架の見直しを行い、本をさがしやすいサインを増やすなど、環境整備に取り組みました。日本十進分類法を意識して図書館を利用できるよう指導したいです。
 - ・本を見つけやすい棚にすること（整理をする）
 - ・図書委員の子どもたちのアイデアを生かした展示やイベントをするなど
 - ・自分で情報を得る（本を探し出せる、選べる）力をつけていくように、分類指導をすること
 - ・段階をふんで、読む力をつけていくように本を紹介していくこと。
 - ・校区内に図書館がない為、将来の利用者となるよう、学校図書館を身近に、使い、上手な児童になるよう、オリエンテーションを毎年各学年に応じて実施している。
 - ・マナーも身につけてほしいと気をつけています。
 - ・家庭と連携してすすめている「家読」は今後も取り組んでいきたい。
 - ・図書館や学級文庫の整備
 - ・「読書郵便」の実施。児童が読んだ本の中から、友達におすすめしたい本を選び、感想を手紙に書いて交換している。手紙は校内ポストで回収し、図書委員が配達している。

14. その他、子どもの読書活動推進計画について、ご意見がありましたら、

- ご自由にお書きください。
- ・市教育委員会の図書館担当の先生に協議会に参加していただきたい。学校で先生の方の意識を高め、図書館活用を促すためには学校司書の働きかけだけでは難しい。
 - ・児童、生徒の一番身近な学校図書館に専任の人がいて、常に利用できることは、直接読書につながるため、力を入れて続けていただきたいです。
 - 又、その図書館の利用を大きく左右する先生方への研修（読書の意義、図書の時間をどう活用するか）は必要だと思います

子どもの読書活動に関するアンケート集計
回答数 6

1. 校園図書館（図書室）について

1. 授業時間以外で、図書館を開けているか。

① 毎日開けている 3

② 時々開けている（週3回） 3

2. 1で①、②と答えた方におたずねします。開けているのはいつですか。

（複数回答可）

授業間の休み時間 1

休休み 6

3. 授業時間中の図書館利用についておたずねします。学校全体として、図書の時

間に、どのくらい図書館を利用していますか。

① 遇（ ）時限程度の利用がある 0

② ときどき利用がある（年3回程度） 1

③ 図書館はほとんど使っていない 1

※その理由は（ ）

③ 図書の時間がない 4

④ その他の授業時間には、どのくらい図書館を利用していますか。

① 遇（ ）時限程度の利用がある 0

② ときどき利用がある 5

年1回 1年2回 1年2～3回 1年5～6回 1年数回 1

③ 図書館はほとんど使っていない 1

※その理由は（カリキュラム上、図書室を利用する余裕がない）

4で①、②と答えた方におたずねします。主に利用している教科は何です

か。また、どのような時に利用されていますか。

（例・社会科で調べ学習、修学旅行の事前学習など）

・国語科、社会科調べ学習

・修学旅行の事前学習

・職場調べ学習（総合）

・多文化理解学習（総合）

・国語科

・年度のはじめに図書館オリエンテーションとして各クラス1時間行う

・国語、総合の調べ学習

・市民ボランティアや保護者の方による「おはなし会」を実施されていますか。

また、どのくらいの頻度でされていますか。

③ していないし、今後もする予定はない、 6

7. 朝の読書など、一斉読書の時間を設けていますか。
① 全校で実施している 4② 一部の学年で実施している（1・2年） 1
④ 実施していない、 1

8. 7で①～③「実施している」と答えた方にお聞きします。

ア) どのくらいの頻度で実施していますか。
① ほどんど毎日 4
③ 月1回くらい 1イ) どんな時間帯に何程度実施していますか。
① 朝・始業前に10分程度 3

未記入 2

ウ) 一斉読書で使用する本はどうやって用意していますか。（複数回答可）

① 子どもが自分で用意する 5

② 学級文庫の本を使う 1

③ 学校図書館の本を使う 3

④ 公共図書館から借りる 0

エ) 一斉読書を実施したことで、児童・生徒にどんな変化が見られますか。

・朝の読書として、一音に行うことで、心を落ち着かせて1時間目の授業にのぞむことができている（同様の意見 2）

・読書が苦手な生徒も、一音に行う時間を取ることで、本を手にし、読む機会になつていると感じる。

・休み時間も読書する生徒がみうけられるようになつた。

9. 上記以外に、子どもの読書に関する（同様の意見 2）

行なつてありますか。（複数回答可）

① 絵本の読み聞かせ 1

⑤ 「子ども読書の日（4月23日）」や秋の読書週間の関連行事 1

・スタンプラリー、先生のお宝本（おすすめ本）、おすすめブックリスト 3
⑥ その他
・朝読週間
・校区幼小中合同の家読の取り組み

・1年生のみ学級文庫（各クラスに10冊ずつ）を教室に配置している特になし

10. 貴校には、専任の図書館担当職員がいますか。（複数回答可）
① 学校司書がいる 1
② その他の担当職員がいる 1
③ 専任の職員はない 4

11. ①～③と回答された方にお聞きします。学校司書の必要性について、どのように考えておられますか。

- ① とても必要と思う 4
- ② 多少は必要と思う 1

12. 子どもの読書に関して、市立図書館に望むことは何ですか。（複数回答可）

- ① 団体貸出の充実 1
- ② 配本・連絡車の充実 1
- ③ 本や教育についての情報提供 2
- ④ 児童書の充実 2
- ⑤ 子どもの本についての専門知識を持つた職員の配置 4
- ⑥ 図書館の利用指導など、学校への図書館職員の派遣 3
- ⑦ 子どもや保護者向けの行事の充実 0
- ⑧ 寄贈本・リサイクル本の譲渡 2
- ⑨ その他 1

・中学生向けの団体セッション貸出があると嬉しいです。部活セッション等。

13. 子どもの読書環境をよくするために、貴校で取り組んでいること、今後取り組みたいことがありますか。

朝の読書の時間をを行い、一斉読書をしている。

・委員会の時間ごとに、各クラスに学級文庫として10～20冊、図書委員が選んだ本をバックスに入れ、学級に置き、自由に読めるようにしている。
・毎週火曜日、図書館内の展示コーナーを変え、各クラスの掲示板に今週の展示を写真入りで掲示している。

・昼休みではなく各授業間の休み時間も開館し、来館しやすくしている。

・図書委員会での活動として、本を読もうボスターの作成、昼食時にオススメ本の紹介放送、オススメ本の紹介又掲示
・幼小中連携して読書（朝読書、家庭）の取り組みに力を入れている。

14. その他、子どもの読書活動推進計画について、ご意見がありましたら、

ご自由にお書きください。

・市内中学校に司書が配置されていないのが現状、
・現場としては読書活動がとても重要であると考えているが、専門的知識を持つた司書がないため、図書館を開館する余裕らないのが現状である。

子どもの読書活動に関するアンケート集計

回答数 2

1. 貴校の児童・生徒数をおたずねします。(2019年4月現在)
 小学部 (14・104) 人
 中学部 (1・85) 人
 高等部 (0・209) 人

2. 貴校には、何冊ぐらいいの児童・生徒用の本を所蔵されていますか。また、年間に何冊ぐらいいの本を購入されていますか。
 所蔵 (3300・2500) 冊ぐらい
 購入 (40・30) 冊ぐらい

3. 市立図書館の団体貸出を利用されていますか。
 ① している 1 ② していない 1

4. 団体貸出を利用されていない場合、その理由をお聞かせください。(複数回答可)

- ① 団体貸出の制度・使い方を知らないかった 1
- ② 図書館まで借りに行く時間がない 1
- ③ 紛失や破損が心配だから 1
- ④ 学校にある本だけで十分 1
- ⑤ その他 ()

5. 利用されている場合、使いににくい点や改善してほしい点があれば、お書きください。

- ・届けていただけるシステムはとても助かります

6. 貴校では、どのように本を活用されていますか。
- ① 授業の教材として使用している 2
 - ② 行事の題材として活用している 2
 - ③ 日常の遊びなどに取り入れている 1
11. 子どもの読書環境を良くするために、貴校として取り組みたいこと、必要と思われることは何ですか。
 ・読書の時間といいうものをどこまで確保できないか検討していくこと
 ・所蔵本を増やすこと
12. その他、子どもの読書活動推進計画について、ご意見がありましたら、ご自由にお書きください。

子どもの読書活動に関するアンケート集計

回答数 13

1. 貴教室の在籍児童数をおたずねします。(2019年4月現在)

1年生	13ヶ所計	273人	平均	21人
2年生	13ヶ所計	272人	20.	9人
3年生	13ヶ所計	184人	14.	2人
4年生	13ヶ所計	136人	10.	5人
5年生	12ヶ所計	73人	6.	1人
6年生	4ヶ所計	21人	5.	3人

2. 貴教室には、何冊ぐらいの子どもの本を所蔵されていますか。また、年間に何冊ぐらいいの本を購入されていますか。

所蔵	なし	1	購入	0冊	1
	約100冊	1		10冊	1
	200冊	2		20冊	2
	200～250冊	1		30冊	2
	300冊	2		50冊	4
	400冊	1		100冊	1
	474冊	1	その他	2	
	500冊	1	(決まっていない、20～50冊)	600冊	2
	800冊	1			

3. 市立図書館の団体貸出(たけのこくんブックボックスを除く)を利用されていますか。

① している 7 ② していない 6

4. 団体貸出を利用されていない場合、その理由をお聞かせください。(複数回答可)

① 団体貸出の制度・使い方を知らないかった 0
 ② 図書館まで借りに行く時間がない、 4
 ③ 紛失や破損が心配だから 2
 ④ 教室にある本だけで十分 1
 ⑤ その他 1 (紙芝居はよく借りています)

5. 利用されている場合、使いにくい点や改善してほしい点があれば、お書きください。

- ・紙芝居等は、もう少しきれいな物が良いと思います
- ・古い本が多く、子どもたちがあまり興味を持たない

- ・漫画などの希望が多いが、望みどおりの本はありません
- ・紙芝居の返却に、開館時のボックスが利用できればありがたい
- ・なかなか借り出しに行く時間がとれないでの、移動図書館で教室まで来たいなど
- ・新しい本が少ないとと思う
- ・借りた時に破損しないか心配になる

6. 先生方は、どのくらいの頻度で読み聞かせをされますか。
- | | |
|---------------|---|
| ① 毎日読む | 0 |
| ② 週に(2～3)回くらい | 1 |
| ③ 月に(2～3)回くらい | 1 |
| ④ ほとんど読んでいない | 8 |
| 未記入 | 3 |

- また、どんな時間帯・生活の場面で絵本の読み聞かせをされていますか。
(例・お星寝の前、子どもにもせがまれた時、毎日時間を決めてなど)
- ・新年度1年生には(読み聞かせを)している
 - ・お星寝の前にせがまれたら読みます
 - ・夏休みお星寝の時間
 - ・子どもを落ち着かせたい時
 - ・おやつや帰りの会で時間があるのである時
 - ・帰りの会の時など
 - ・要望があるとき
7. 読み聞かせ以外で、どのように本を活用されていますか。
- 日常の遊びや学習などに取り入れている 7
子どもに自由に読ませている 13
8. 市民ボランティアや保護者の方による「おはなし会」を実施されていますか。また、どのくらいの頻度でされていますか。
- | | |
|--|---|
| ① している年(1～2)回程度 | 1 |
| ・朗読ボランティア「たんぽぽ」 | |
| ② していないが、今後機会があればやりたい 4 | |
| ・以前、来て頂いた時に1年～6年という学年の差に内容が幼く高学年が興味が持てなかつたので、来て貰いてない状態です | |
| ・ただ高学年が多くなり方向が気になります | |
| ③ していないし、今後もする予定はない 7 | |
| 未記入 | 1 |

9. このほかに、子どもの読書に関する行を実施されていますか。
※記入なし

1.0 子どもの読書に関して、市立図書館に望むことは何ですか。あてはまるものにいくつも〇をしてください。

- ① 団体貸出の充実 3
- ② 定期的に配本をしてほしい、 4
- ③ 本や教育についての情報提供 1
- ④ 児童書の充実 4
- ⑤ 子どもの本についての専門知識を持つた職員の配置 2
- ⑥ 図書館の利用指導やおはなし会など、施設への職員の派遣 2
- ⑦ 子どもや保護者向けの行事の充実 0
- ⑧ 寄贈本・リサイクル本の譲渡 7
- ⑨ その他 2

・子どもの喜ぶ流れりの本やコミック本も置いてほしい、
・教室の近くに図書館があれば良いと思う

1.1 子どもの読書環境を良くするために、貴教室として取り組みたいこと、必要と思われることは何ですか。

・できるだけ図書館に出向いて子どもたちに新しい本を提供できるようにしたい

・宿題後やおやつを食べた後、皆が揃うまでの間読書をしている
・時間は確保しているので、本の紹介などをして興味を持つようにしていきたいです

・マンガを置いている為、絵本よりマンガを読む児童が多いので、絵く文字で読んで欲しい

・きれいな本、新刊の充実
・マンガをたくさん購入している（児童書をあまり読まない）

・マンガ好きな子は多いが、それ以外の本も幅広く手に取る機会を与えられる教室環境にし、本の感想を伝え合ったり、皆の本を大切に扱ったりすることを通して、本との良い出会いを体験してほしい、

1.2 その他、子どもの読書活動推進計画について、ご意見がありましたら、ご自由にお書きください。

・高齢教室は陵南の森に近いので、例えば1日保育の時など皆で出かけて利用させて頂けるような事ができれば、もっと図書館・本に親しみができるのではと思います（今現在、教室外に出る事は原則禁止になつているので、実現は難しいとは思いますですが・・・）
・学童での読み聞かせは難しい。学校の道徳の時間にする題材と重なり注意を受け（学童の方が早く読んだため）その後あまりしなくなつた。

子どもの読書活動に関するアンケート集計

回答数 5

1. 文庫を開設しているのはどこですか。
- ① 自宅 2
② 自宅以外 3 (デイサービス施設 1 集会所 1 市役所支所 1)

2. 文庫を主として運営されている方は何人ですか。
- 1人 1 2人 2 3人 1 4人 1

3. 市立図書館からの長期貸出分を含め、文庫には何冊ぐらいの本を受け入れていますか。

所蔵	約1500冊	1	2000冊	1
	2500冊	1	6000冊	1
	8000冊	1		
受入	約20冊	1	30冊	3
			40冊	1

4. どのくらいの頻度で文庫を開いていますか。
- ① 週1日 4
曜日・時間
・金曜日 15時～17時

- ・水曜日 15時～16時30分
・水曜日 14時～16時30分
・土曜日 10時30分～12時
週4日 1
曜日・時間
・火曜日 16時～17時 水曜日 9時30分～11時
木曜日・金曜日 15時～16時

- ③ その他 1
・月1回、お母さん向けのお母さん文庫、スタッフ会、おはなしの練習会をひらいています。

5. 利用している子どもの数は1日に約何人ですか。
約 1～2人 1 2人 1
5人 1 5～6人 1

10～15人 1

・月に1回幼稚園の利用 (約45人)

・年齢、学年別にクラス編成しており、基本会員制です。クラスにより人数が違いますのでお答えしかねますが、平均10～15人です。

6. 文庫で絵本の読み聞かせをしていますか。

- ① 毎回読む 3
② 子どもの希望があれば読む 2

7. 読み聞かせ以外で、どのように本を活用されていますか。(複数回答可)

- ① 子どもに自由に読ませている 5
② 子どもや保護者に貸出している 5
※ひとり3冊まで14日間 1
5冊まで14日間 1
10冊まで7日間 1
20冊を1箱にして1か月間 1
無回答 1

8. 文庫で「おはなし会」を実施されていますか。また、実施されている場合、どのくらいの頻度でされていますか。

- ① している 2 (月3回 1 每回 1)
② していない 3

9. このほかに、子どもの読書に関する行事を実施されていれば、お書きください。

・毎回、小学生の子どもたちは、絵本の読み聞かせの後、のはらうたや詩を語っていますので、年2回発表の場を設けています。また、親しんだ絵本をクリスマス会で劇に発展させ、子どももお母さんたちも楽しんでいます。

・科学の本・・・実験、観察 工作の本・・・工作、折り紙
・月1回、恵我之荘幼稚園でおはなし会をします。

10. 子どもの読書に関して、市立図書館に望むことは何ですか。

- (複数回答可)
① 団体貸出の充実 2
② 定期的に配本をしてほしい 1

- ③ 本や教育についての情報提供 4
- ④ 児童書の充実 3
- ⑤ 子どもの本についての専門知識を持つた職員の配置 4
- ⑥ 図書館の利用指導やおはなし会など、職員を派遣してほしい、 1
- ⑦ 子どもや保護者向けの行事の充実 4
- ⑧ 寄贈本・リサイクル本の譲渡 1
- ⑨ その他 2

・ブックスタートの復活を希望します

・中高生がゆつくり読書を楽しみ、交流することができる場の提供

1.1 子どもの読書環境を良くするために取り組みたいこと、または必要と思われることは何ですか。

- ・家庭での読み聞かせに利用しやすいブックリストがあるといいのでは。
- ・図書館で本が選びやすい展示の工夫
- ・子どもに本を手渡す人の配置
- ・親子連れ、子どもたちが集まる所に本の配置
- ・文庫など、本がある場所を市民に知らせるここと
- ・赤ちゃん、小さい子をもつお母さんたちに、絵本のよさをもつと伝えていきたいです。図書館等で主催される講演会や勉強会でも、今後一般のお母さん向けのものを開いてくださいば嬉しいです。
- ・幼児期に、子どもがお母さんといっしょに本を楽しむ環境を作ることが大切だと思います。
- ・定期的におはなし会や読書会をもつこと。
- ・保護者に向けての読書教育（読書、語り聞かせ、読み聞かせ等、大事なことを知ってほしい）

1.2 その他、子どもの読書活動推進計画について、ご意見がありましたら、ご自由にお書きください。

- ・手薄になりがちなYA世代への働きかけが必要だと思う。本の配置の工夫だけではなく、その世代の人が集いややすい場の提供を望みます。

子どもの読書活動に関するアンケート集計

回答数 7

1. 貴施設には、何冊ぐらいいの本を購入されていますか。

所蔵	約100冊	1	購入	10冊以下	3
	200冊	3		20冊	1
	3000冊	2		80冊	1

2. 市立図書館の団体貸出を利用されていますか。

- ① している 3 ② していない 4

3. 団体貸出を利用されいない場合、その理由をお聞かせください。
(複数回答可)

- ① 団体貸出の制度・使い方を知らなかつた 0
- ② 図書館まで借りに行く時間がない 2
- ③ 紛失や破損が心配だから 3
- ④ 所蔵している本だけで十分 2

4. 利用されている場合、使いにくい点や改善してほしい点があれば、お書きください。

・新しい種類の本・紙芝居を増やしてほしい、

貴施設では、絵本の読み聞かせをしていますか。

- ① 毎日読む 1
 - ② 週に2回くらい 1
 - 週に3～4回 1
 - ③ 月に2回、2～3回 3
 - ④ ほとんど読んでいない 1
- ・全くしていない。10年くらい前までは実施していたが、人が集まらないため、廃止したと聞いた。

また、どんな時間帯・生活の場面で絵本の読み聞かせをされていますか。
(例・昼休み、子どもにせがまれた時、毎日時間を決めてなど)

・親子教室・子育てサークル・一時保育・子ども食堂の時

・お話をひろば・お誕生会等・就寝前

・乳幼児向けの事業として、月2回絵本・ペネルシアター・紙芝居などを織り交ぜて実施している

6. 読み聞かせ以外で、どのように本を活用されていますか。(複数回答可)

- ① 行事の題材として活用している 3
 - ② 日常のごっこ遊びなどに取り入れている 1
 - ③ 子どもに自由に読ませている 5
 - ④ 子どもや保護者に貸出している(3冊14日間) 1
 - ⑤ その他 3
- ・保護者が乳幼児に読み聞かせできるよう、遊戯室に本を置き、時々入れ替えている・お母さんといっしょに読んでもらっている
7. 市民ボランティアや保護者の方による「おはなし会」を実施されていますか。また、実施されている場合、どのくらいの頻度でされていますか。
- ① している(年4回 1 年12回 2) 3
 - ② していないし、今後もする予定はない 3
 - ③ 無回答 1
8. このほかに、子どもの読書に関する行事を実施されていれば、お書きください。
- ・絵本のへや文庫のスタッフによる読み聞かせや、絵本の紹介
・ニュースなどでおすすめの本などを紹介している
・子育て支援サークルで年齢にあつた本の読み聞かせなど
9. 子どもの読書に関して、市立図書館に望むことは何ですか。(複数回答可)
- ① 定期的に配本をしてほしい 1
 - ② 本や教育についての情報提供 4
 - ③ 児童書の充実 1
 - ④ 子どもの本についての専門知識を持った職員の配置 1
 - ⑤ 子どもや保護者向けの行事の充実 2
 - ⑥ 寄贈本・リサイクル本の譲渡 1
10. 子どもの読書環境を良くするために、貴施設として取り組みたいこと、または必要と思われることは何ですか。
- ① 本や絵本を保護者など手にとって見やすいようにする 1
 - ② 本の種類の充実(季節・行事ごと) 1
 - ③ 本の種類の充実(季節・行事ごと) 1
 - ④ 本を入れ替えたりして読書に興味を持つてもらいたいと思っている。 1
11. その他、子どもの読書活動推進計画について、ご意見がありましたら、ご自由にお書きください。
- ・事業としての読書活動推進については、図書館課におまかせします。

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の

推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一條 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

文字・活字文化振興法 (平成17年7月29日法律第91号)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

- 2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。
- 3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようになるため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るために、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一條 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二條 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

羽曳野市子ども読書活動推進委員会設置規則

平成 25 年 3 月 29 日

羽曳野市教育委員会規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和 44 年羽曳野市条例第 7 号)第 3 条の規定に基づき、羽曳野市子ども読書活動推進委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他委員会について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について、審議等を行い、意見を述べるものとする。

- (1) 羽曳野市子ども読書活動推進計画の策定及び見直しに関する事項。
- (2) 羽曳野市子ども読書活動推進計画の進捗状況の管理及び検証に関する事項。
- (3) 前 2 号に掲げる事項のほか、子どもの読書活動の推進に関する事項。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 羽曳野市立図書館協議会の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 子どもの読書活動に関心のある市民
- (4) 市立図書館ボランティア団体の代表者
- (5) 羽曳野市学校図書館司書会の代表者
- (6) 生涯学習室図書館課長
- (7) 教育委員会事務局の職員
- (8) 市の職員
- (9) 市立保育園の職員
- (10) 市立幼稚園の職員

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要と認める場合には、関係者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(報酬等)

第6条 委員の報酬及び費用弁償の額は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年羽曳野市条例第188号)の定めるところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生涯学習室図書館課において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるものほか、委員会について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

羽曳野市子ども読書活動推進委員会 委員名簿

任期 令和元年 7月 1日～令和3年 6月 30日

	氏 名	委員会設置規則第3条第2項による種別
1	(会長) 菅谷 純子	(1) 図書館協議会の代表者
2	(副会長) 田川 洋子	(3) 子どもの読書活動に関心のある市民
3	脇谷 邦子	(2) 学識経験者
4	河津 邦子	(4) 図書館ボランティア団体の代表者
5	遠山 さくら	(5) 羽曳野市学校図書館司書会の代表者 (はびきの埴生学園後期課程)
6	細井 正人	(6) 生涯学習室図書館課長 (課長事務取扱い参事)
7	山下 浩昭	(7) 教育委員会事務局の職員 (学校教育課課長補佐)
8	山田 久美子	(8) 市の職員 (こども課子育て支援センター主幹)
9	堂山 延枝	(9) 市立保育園の職員 (市立はびきの保育園)
10	瀬戸口 裕紀子	(10) 市立幼稚園の職員 (市立恵我之荘幼稚園)

第3次羽曳野市子ども読書活動推進委員会 審議状況

会議	日 時	議題・案件
第1回	令和元年 7月 24日 (水) 午後 1時 30分から	<ul style="list-style-type: none"> 委嘱状の交付 会長、副会長の選出について 第2次計画期間中の取り組み・成果と課題について 第3次計画の取り組み方法及び策定スケジュールについて アンケートの実施について
第2回	令和元年 11月 19日 (火) 午後 1時 30分から	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの読書活動に関するアンケート集計結果の報告 第3次計画素案について パブリックコメントの実施について
第3回	令和2年 2月 12日 (水) 午後 1時 30分から	<ul style="list-style-type: none"> 第3次計画最終案について パブリックコメントの結果について

第一次計画策定からこれまでのあゆみ

年	月	図書館	学校	子ども文庫
平成 19年（2007年）	3月	中央図書館開館時間変更（午前10時～午後8時） 古市図書館休館 青少年センター図書室開室（6月4日から）	羽曳野市子ども読書活動推進計画策定	子どもも読書どく図書館の充実を求める要望書提出（毎年実施）
20年（2008年）	4月 3月 6月	コンピュータシステムの更新（第4期）稼動 宝くじ助成によるコミュニケーション備品（エプロンシアター、パネルシアターなど）購入、貸出 タルビッシュ有文庫設置	4月、河原城中学校に司書配置（～23年3月） 4月、誉田中学校に司書配置（～24年3月）	4月、子どもの読書活動優秀実践団体として、文部科学大臣表彰を受ける
21年（2009年）	2月 10月	森のゆうびんきょく内に児童書を配置 ブックステーション支所をブックステーションはびきのコロセアムに移転 大阪府地域福祉・子育て支援交付金により児童サービスを充実	9月、図書館だより『たけのこくん』に児童書紹介のコーナー「よんでもませんか？」連載開始	
22年（2010年）	4月 4月	幼稚園・保育園などにセット貸出を開始 雑誌スポーツンサー制度開始	4月、高鷲南中学校に司書配置（～26年3月） 第1回「羽曳野市・図書館を使った調べる学習コシクール」（以降、毎年実施）	
23年（2011年）	4月 4月 10月	子どもの読書活動優秀実践図書館として文部科学大臣表彰を受ける（震災のため、表彰式は10月に延期） インターネット予約開始 貸出冊数変更（各館5冊・AV2点を全館15冊・AV3点に変更）	4月、峰塚中学校に司書配置（～28年3月） 古市図書館開館（古市複合館内） 青少年センター図書室閉館（古市複合館内） 古市図書館開館（古市複合館内）	「グリムまつり」（子どもゆめ基金助成事業）実施
24年（2012年）	3月 4月14日 7月1日	「住民生活に光をそぐ交付金、大阪府子育て支援交付金」による図書館サービズ充実 広域相互利用開始（大阪狭山市、大阪市、柏原市、河内長野市、富田林市、東大阪市、藤井寺市、松原市、八尾市）	4月、峰塚中学校に司書配置（～28年3月）	
25年（2013年）	3月	野々上東BS閉館		

第一次計画策定からこれまでのあゆみ

		第2次羽曳野市子ども読書活動推進計画策定	
26年（2014年）	1月		
27年（2015年）	4月	羽曳野中学校（30年4月～はじきの壇生学園後期課程に校名変更）に司書配置	
28年（2016年）	6月	コンピュータシステムの更新（第5期）稼動	4月、高麗中学校に司書配置（～30年3月）
29年（2017年）	7月	太子町との間で伝域相互利用開始	
	2月	四天王寺大学との連携協力試行開始、4月本格実施	
30年（2018年）	1月	河南町・千早赤阪村との間で広域相互利用開始	4月、駒ヶ谷小学校に司書配置
令和元年（2019年）	7月	四天王寺大学との連携協力（資料の館外貸出開始）	
	11月19日	第1回羽曳野市子ども読書活動推進委員会	
	12月9日～1/8日	第2回羽曳野市子ども読書活動推進委員会 パブリックコメント実施	
2年（2020年）	2月12日	第3回羽曳野市子ども読書活動推進委員会	
	3月		第3次羽曳野市子ども読書活動推進計画策定

【統計資料】

1 計画対象人口と、市立図書館の年代別登録者・貸出冊数(2019年3月現在)

0~18歳人口 17,878人(全人口の16.0%)

※第1次計画策定時の2006年度末では22,919人(全人口の19.0%)

※第2次計画策定時の2012年度末では21,260人(全人口の18.1%)

年齢	市内人口	登録者数	登録率(%)	貸出冊数
0~6歳	5,397	480	8.8	30,290
7~12歳	5,601	3,198	57.1	89,487
13~15歳	3,298	2,913	88.3	18,778
16~18歳	3,582	3,210	89.6	10,295
合計	17,878	9,801	54.8	148,850

2 図書費・資料数の推移(各年3月末現在)

年	図書費(千円)	一般書	児童書	図書合計	比率(%)※	資料総数
2014	17,700	322,224	183,292	518,641	35.3	542,623
2015	17,700	325,090	186,578	525,036	35.5	549,808
2016	17,300	324,335	189,343	527,371	35.9	552,260
2017	17,700	325,599	180,861	520,320	34.8	543,402
2018	17,200	325,750	194,237	534,136	36.4	560,142
2019	17,000	325,797	195,244	535,212	36.5	560,539

※図書の中で児童書が占める割合

■図書合計は、一般書・児童書のほか、参考図書・郷土資料などの合計です。

■資料総数は、図書・雑誌・視聴覚資料・障害者サービス用資料などの合計です。

3 一般書・児童書の貸出冊数

【個人貸出】

年度	一般書	(うち広域貸出)	児童書	(うち広域貸出)	貸出総数	(うち広域貸出)	比率(%)※1
2013	536,781	49,257	328,710	37,308	983,280	98,938	33.4
2014	517,669	51,650	305,352	43,940	934,237	107,718	32.7
2015	511,355	52,387	324,302	50,742	946,264	116,980	34.3
2016	483,062	54,503	314,066	53,468	899,771	121,865	34.9
2017	463,101	55,985	313,835	60,993	877,227	131,516	35.8
2018	458,534	56,317	296,887	59,434	858,145	129,176	34.6

■貸出総数は、図書・雑誌・視聴覚資料・障害者サービス用資料などの合計です。

【団体貸出】 ※他の図書館との相互貸借を除く

年度	一般書	児童書	貸出総数	(うち学校貸出)	比率(%)※2
2013	7,768	41,482	50,388	23,592	82.3
2014	7,152	42,563	50,921	24,567	83.6
2015	8,137	45,637	51,633	26,003	88.4
2016	5,569	47,936	50,559	26,694	94.8
2017	5,254	42,690	48,496	26,056	88.0
2018	4,310	46,400	51,276	29,861	90.5

※1と※2は貸出総数の中で児童書が占める割合

【団体貸出内訳】

	2015	2016	2017	2018
小学校・中学校	26,003	26,694	26,056	29,861
子ども文庫	12,253	10,561	11,605	11,442
留守家庭児童会	4,687	7,364	4,769	3,453
幼稚園	1,055	1,930	2,326	2,161
保育園	3,452	1,409	1,907	1,736
その他	4,183	2,601	1,833	2,623
合計	51,633	50,559	48,496	51,276

「第3次羽曳野市子ども読書活動推進計画（案）」 に対するパブリックコメントの実施結果について

意見集計結果 8名（郵送1、持参2、メール5）の方より意見をいただきました。

- 主な意見**
- ・正規の司書職員の採用・増員等 7件
 - ・中学校への司書配置等 3件
 - ・ヤングアダルト（中高生）へのサービス等 3件
 - ・資料の充実等 3件 など

意見を受けての追加・修正等について

- ①計画にわかりやすい副題つけることを検討します（意見NO.25）。
- ②計画の 第2部 第3章 2 ② の項目の5つ目として
「・まちライブラリーなど私設図書館等の活動への支援を実施します。」
の項目を追加します（意見NO.23）。

パブリックコメントの実施概要

- 意見募集期間** 令和元年12月9日（月）から令和2年1月8日（水）まで
- 閲覧場所** 市役所情報公開コーナー、支所
各図書館（中央、陵南の森、古市、羽曳が丘、丹比、東部）、
市ウェブサイト
- 意見の取扱い** お寄せいただいたご意見を踏まえて、計画の策定を行います。また、ご意見の概要と本市の考え方は、市ウェブサイト等で一定期間公表します。なお個別回答はいたしません。

第3次羽曳野市子ども読書活動推進計画

(令和2年度～令和6年度)

令和2年3月

羽曳野市教育委員会

〒583-8585 大阪府羽曳野市誉田4丁目1-1